

(別表1) 事業継続力強化支援計画

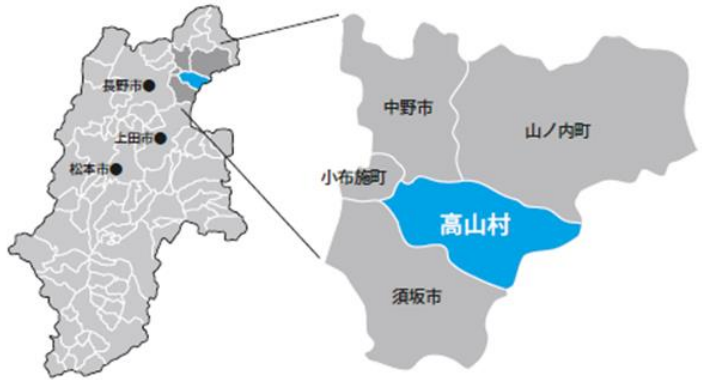
事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

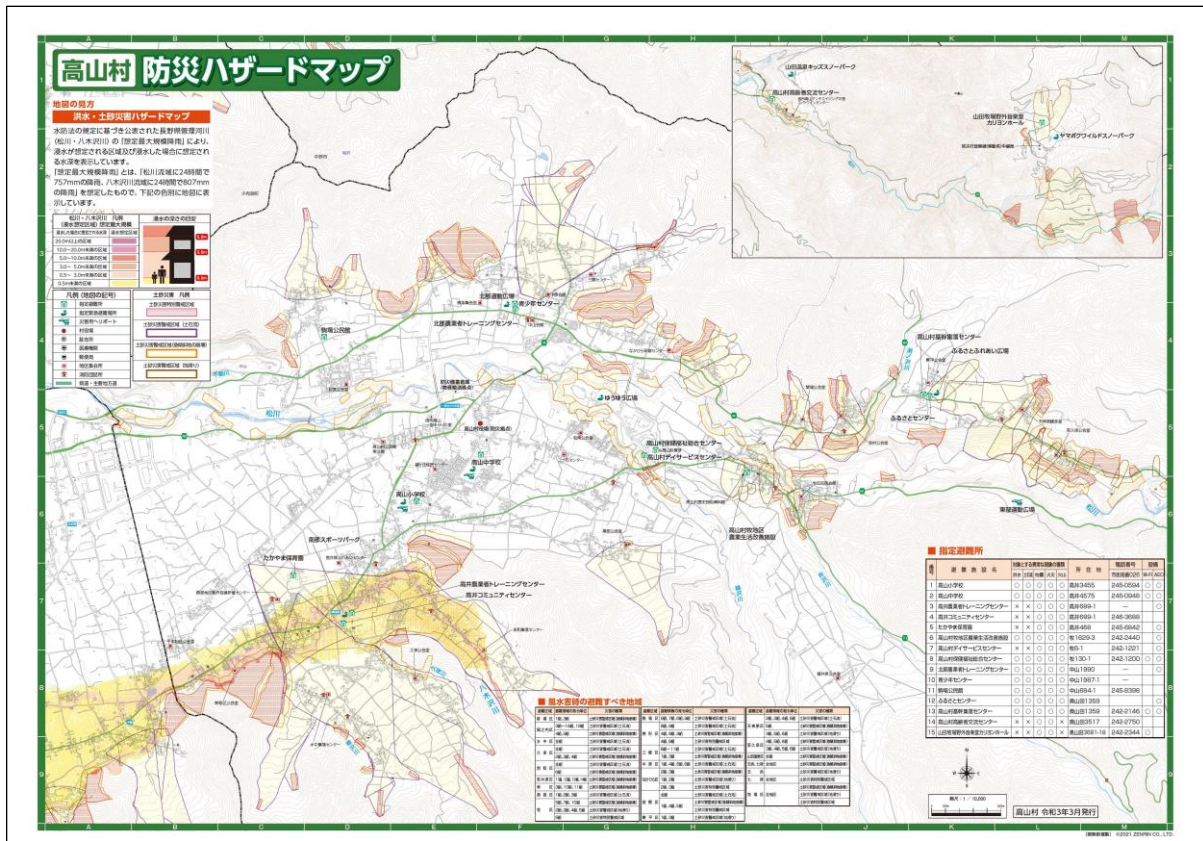
(1) 地域の災害リスク

① 地域の状況

高山村は、長野県北東部（県庁所在地長野市の中心部からおおよそ 20km の距離）に位置し、北は横手山、笠岳、三沢山及び雁田山をもって小布施町、中野市、山ノ内町と接し、南は破風岳、奈良山、明覚山をもって須坂市と接し、東は破風岳、御飯岳、黒湯山、万座山、及び横手山をもって群馬県と接している。村の総面積は 98.56 km²で、村域の約 85%が森林・原野で占められ、森林地域の多くが上信越高原国立公園に指定されている。村の地形は極めて複雑急峻である。村のほぼ中央を流れる松川は、白根山と横手山の中間、池の塔から発源し、樋沢川等の支流を合わせて西流し、千曲川に注いでいる。これらの河川は東西方向で約 1,600m の標高差の山間地を流れ、至る所で急流河川を形成し、流域は河川の浸食作用により深いV字の断崖をなしている。また、南部には紫称萩山に源を発する八木沢川が、千曲川に注いでいる。この松川と八木沢川により形成された、西傾斜の扇状地に集落や特産品のりんごやぶどうなどの果樹畑が点在している。また、高山村の気候は、年間を通じて気温の日較差が大きい内陸性気候である。年間平均気温は 11.8℃と比較的冷涼で、年間平均降水量は 1,000 mm前後と雨が少ない一方、東部の山間部では降雪量が 100 cmを越えることもあるため、特別豪雪地帯に指定されている。また、春の訪れは遅く、4・5月頃には晩霜に見舞われる自然条件にある。



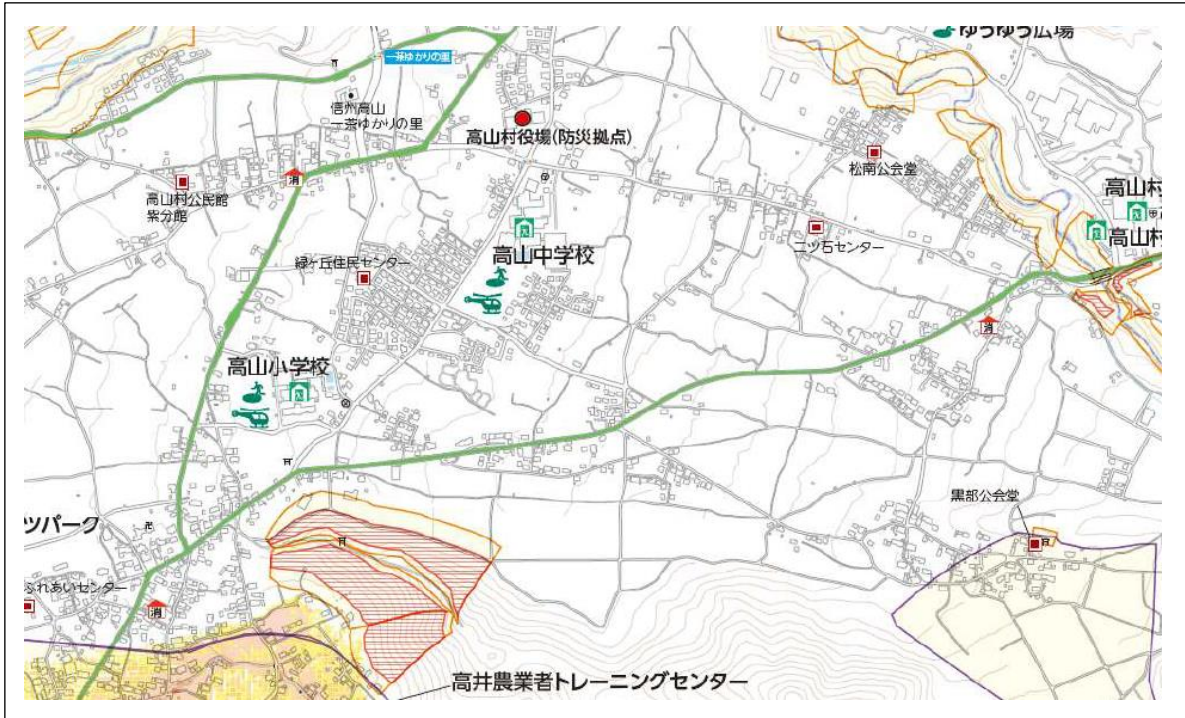
② 洪水・土砂災害（高山村防災ハザードマップ予測）



上記、洪水・土砂災害ハザードマップは、水防法の規定に基づき公表された長野県管理河川（松川・八木沢川）の「想定最大規模降雨」により、浸水が想定される地域及び浸水した場合

に想定される水深を表示しています。「想定最大規模降雨」とは、松川流域に24時間で757mmの降雨、八木沢川流域に24時間で807mmの降雨を想定したものである。

役場周辺（商工会館は役場敷地内にある）の拡大図は次のとおり



高山村災害対策本部が設置される高山村役場周辺は、洪水・土砂ハザードマップ上では災害の影響はないと推定される。

③自然条件にみる災害の要因（高山村地域防災計画より） ※地震は別記載

- ・多数の土砂災害危険箇所の存在

村内の各河川は、複雑で急峻な山間地を走っていることから、多くの土石流危険渓流が存在する。このほか、村内には、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所等の土砂災害危険箇所も多数存在しており、集中豪雨等の際には、周辺集落等での被害が懸念される。

- ・前線の影響による豪雨

梅雨期や秋雨期には前線が本州付近に停滞し、台風や低気圧の通過により南方の著しく湿った空気を運び込んで高山村にも大雨を降らせることがあり、村内各河川の氾濫、がけ崩れ等の災害の発生がみられるので、厳重な警戒が必要である。

- ・台風の進路による影響

県下に影響を及ぼす台風は、経路により次の5つに大別することができる。

1. 中央部縦断コース

県内を南北に縦断する最悪のコースで、全県的に大雨と強風の被害が予想される。村域では、各河川の増水、がけ崩れ等の警戒が必要である。

2. 西側北上コース

県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。村域への影響は、主として風による被害が多く発生する。

3. 東側北上コース

県の東側を北上するコースで、台風の吹き返しによる強風の被害が大きくなる。村域は、大雨が予想され、北よりの暴風雨が吹きつので、風水害が発生する。このため各河川の増水、がけ崩れ等の警戒が必要である。

4. 南側東進コース

太平洋側を東に進むコースで、典型的な雨台風となる。伊那谷や木曾谷、佐久地方などを中心に様な大雨となる。

5. 対馬海峡から日本海中部を北東進コース

全般に雨量は少ないが、北部の山沿いで強風となり、北アルプス一帯では強い風、雨となるので注意が必要となる。

- ・山林火災

林野面積が広大なことから、高山村では過去にも山林火災を経験しており、今後も発生が予

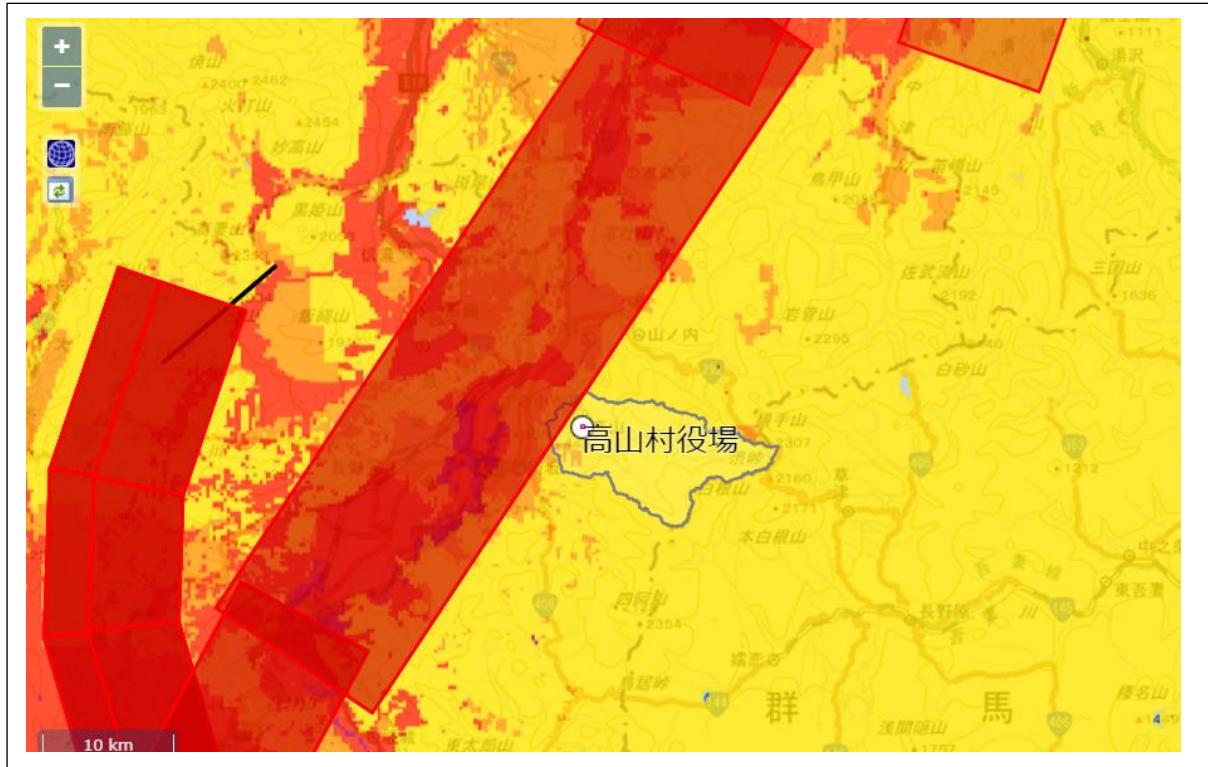
想される。特に、春の山菜採りの時期の火災には注意を要する。

・高冷地帯

山間部では、高冷のため、農産物の低温障害及び凍霜障害等による被害が発生しやすい。また、冬期には、多雪のため除雪は大きな課題である。住民の協力により、効果的な除雪を図るべく、一層の意識高揚を促す必要がある。

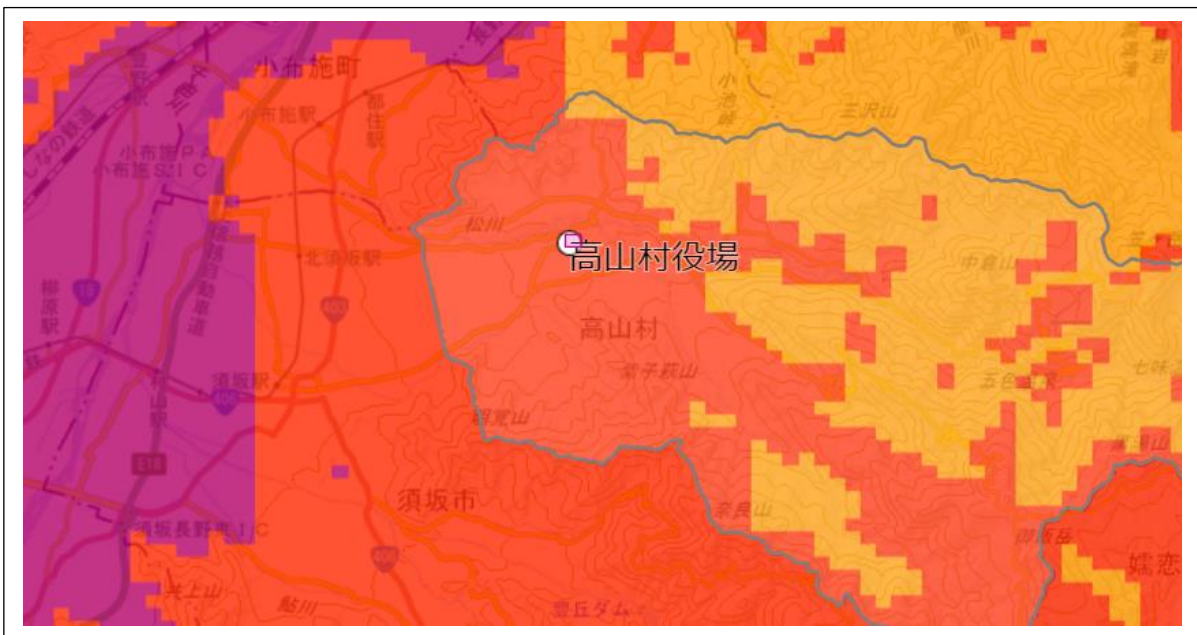
④地震 ※J-SHIS(日本防災研究所)2023年版データ引用

近隣存在の断層帯図は以下のとおり。※商工会館は役場敷地内にある



高山村の北西部には長野盆地西縁断層帯があり、北部には信濃川断層帯がある。

近郊の震度分布は以下のとおり。※商工会館は役場敷地内にある



高山村周辺における震度予想「30年 震度5強以上の揺れに見舞われる確率9.5%と推定」
また、「第3次長野県地震被害想定調査報告書」における高山村の被害想定結果は、下記のとおりである。なお、想定の子節及び時間帯については、それぞれ被害が最大になるものとした。 ※高山村地域防災計画より抜粋

想定地震	長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3）
マグニチュード	7.8
強震動生成域	南側が大
破壊開始点	南側

1. 建物被害（冬18時・強風時）（棟）

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	*	80	0	*	*	0	*	80

2. 死者・負傷者・重傷者数（冬深夜・強風時）（人）

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(0)	*(*)
負傷者数	20(*)	*(*)	*(*)	0(0)	*(0)	20(*)
重傷者数	10(0)	*(*)	*(*)	0(0)	*(0)	10(0)

3. 自力脱出困難者・避難者数（冬18時・強風時）（人）

自力脱出 困難者数	被災1日後		被災2日後		被災1週間後		被災1か月後	
	避難者 数	うち避 難所外	避難者 数	うち避 難所外	避難者 数	うち避 難所外	避難者 数	うち避 難所外
*(0)	20	10	280	140	150	70	40	30

4. 避難所避難者における要配慮者数（冬18時・強風時）（人）

被災1日後	被災2日後	被災1週間後	被災1か月後
*	20	10	*

5. ライフライン被害（被災直後）

上水道	下水道	ガスの集中配管	電力
断水人口(人)	支障人数(人)	配給停止戸数(戸)	停電軒数(軒)
4,200	4,380		1,520

6. 物資不足量（1日後／冬18時・強風時）

食料（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）
3,810	2,490	340

※1 「*」は「わずか」を示す。

※2 人的被害は観光客を考慮した場合を示す。（）は観光客を考慮しない場合との差を示す。

※3 各数値は一の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。

⑤感染症

新型インフルエンザ感染症など大型感染症は10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症のように世界的かつ急速な蔓延により日本全体で感染が拡大することも既成の事実である。当村でも多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

高山村商工会管内事業所数（令和5年度長野県商工会連合会実態調査より）

- ・商工業者数 265件
- ・小規模事業者数 242件

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
事業者数	80	60	2	29	32	57	5	265
立地条件	村内広く 分布	村内広く 分布	村内広く 分布	村内広く 分布	飲食：村内 広く分布。宿 泊は奥山田エ リアが主	村内広く 分布	村内広く 分布	

(3) これまでの取組

①高山村の取組

1. 高山村地域防災計画の策定

国の災害対策基本法に基づき、平成11年2月に高山村地域防災計画を策定。令和6年3月改正（現行）。

この計画は、高山村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、住民等が相互に協力し、村域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を推進することにより、村域における土地の保全とかけがえのない住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

本計画は、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策を示し、第4編をその他の災害対策編とし、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、危険物等災害対策、林野火災対策、火山災害対策について特記すべき事項を示し、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料・様式等が掲げられている。第1編総則第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」には公共的団体及び防災上重要な施設の管理者として、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施するとされている。高山村商工会における具体的事項は次のとおり。

- ・村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- ・被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。
- ・災害時における物価安定の協力に関すること。
- ・救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。

また、第1編総則第5節「広域相互応援計画」では、高山村商工会内に災害復旧対策委員会を置き、災害時における復旧協力に関する協定書を高山村と締結し、災害時において緊急に対応すべき被災箇所に係る出動及び復旧活動への協力等を行なうこととしている。

2. 高山村防災ハザードマップ

水防法の規定に基づき公表された長野県管理河川（松川・八木沢川）の「想定最大規模降雨」により、浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を表示している。浸水想定区域・想定最大規模、浸水の深さの目安、土砂災害特別警戒区域・警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊・地滑り）、風水害時の避難すべき地域、地域別の指定避難所を掲載している。なお、村ホームページから誰でも閲覧・ダウンロード可能となっている。

3. 防災訓練

大規模災害の発生を想定し、防災関係機関等の防災対策の相互協力、連携体制の確立等の検証を行いながら、毎年、防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めることを目的に高山村総合防災訓練を実施している。

4. 災害時応援協定

大規模災害発生時における物資調達や応急対策活動、人的支援など高山村の活動のみでは充足できない場合を想定し、民間事業者や各種関係団体、県内外の市町村等との協定を締結することで、災害への迅速な活動体制を補完・確保している。

5. 高山村国土強靱化地域計画の制定

国・県の計画策定に基づき高山村においても、大規模自然災害等に備えるため、国の基本計画や県計画との整合性を図りつつ、本村における強靱な地域づくりを推進するための指針となる「高山村国土強靱化地域計画（令和3年3月）」を策定している。

②高山村商工会の取組

1. BCP・事業継続力強化計画 に関する国の施策の周知

事業所が策定・取組むべき防災計画や準備について、会報等を活用して普及啓発に努める。

2. 事業継続力強化計画策定個社支援の実施

小規模事業者等にとってBCP策定は負担が大きいため、まずは事業継続力強化計画策定を中心に専門家とともに事業者の業態・規模等により個社支援を展開する。

3. 小規模事業者等の損害保険加入促進

損害保険会社と連携し、事業活動における様々なリスクに対応する「ビジネス総合保険」の加入勧奨を展開する。

4. 災害時における小規模事業者等への支援

災害時には、国・県等の補助金等の有効活用が早期復旧さらには事業継続の一役を担うため、いつなんどきにも対応できるよう情報収集に努める。

5. 高山村商工会危機管理マニュアル（BCP）の策定

地震、洪水、土砂災害等の自然災害に危機発生時の対応に加え、大型感染症に備えた危機管理にも対応したマニュアルを策定する。

2 課題

現状、危機管理マニュアルを策定したが災害等発生を想定した実施検証ができず、平時・緊急時での対応ノウハウや保険・共済に関する助言など職員の能力向上と組織内での情報共有が急務である。また、近年の自然災害（大型感染症含む）による被害、影響等が甚大であったにも拘らず、事業者のBCP策定に対する認識が低いことも課題である。

（1）管内小規模事業者等のBCP策定が進まない

自然災害（大型感染症含む）において、BCPよりも取組みやすい「事業継続力強化計画」に関する案内を会報やチラシによって周知しているが、防災意識や計画策定の必要性、認知度は依然低い。

（2）自治体との連携体制強化

事業者向けの災害対策について、発災時から復興支援開始までのより具体的な体制・支援の整備等について高山村とより強固な連携体制の構築が必要である。

（3）関係機関等との連携強化

職員の事業者向けBCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携強化が必要である。

3 目標

（1）BCP等策定支援の推進強化

広報活動を継続・強化し、管内小規模事業者に対してリスク対策の重要性を認識させる。加えてBCPや事業継続力強化計画策定の個社支援を継続する。

（2）報告ルート（情報共有体制）の構築

発災時における事業者に合わせた円滑な支援等を行うため、高山村と管内小規模事業者における被害情報等連絡ルート（情報共有体制）を構築する。

（3）職員のスキルアップと情報共有

BCP策定等の知識をセミナー等によって向上させ、発災後、速やかな復興支援が行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

（4）感染症対策強化

大型感染症のリスクを風化させないように再認識させる。また、大型感染症が事業に与える影響を軽減するための国・県等の施策・対策等を周知する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和6年12月1日～令和11年3月31日)

5 事業継続力強化支援計画の内容

当会の役割分担、支援体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

多発する自然災害などの経営リスクから管内事業所を守り事業継続を支援するために、当会と高山村とで本計画を把握並びに共有し、発災時に混乱なく応急対策、復旧支援等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時やセミナー等で、高山村防災ハザードマップを用いながら立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備えまた災害時補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報やホームページさらにはパンフレット・村広報等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者向けBCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し事業者向けBCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性の高い取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き小規模事業者に対する普及啓発セミナーや其々の事業者にあった各種施策さらには損害保険の紹介等を実施する。
- ・国や県、高山村等が作成した防災関連等パンフレット等を用いて、自然災害等（大型感染症含め）のリスクを認識させる。
- ・国や県、高山村が策定した制度内容を伝え、自然災害等（大型感染症を含む）が事業に与える影響（主に売上減少）を軽減するための対策をアドバイスする。

②商工会事業継続計画の作成

「高山村商工会危機管理マニュアル」策定。平成27年初版発行、令和4年4月事業継続力強化支援計画申請のため全面更新

③関係団体等との連携

- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、管内事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用しBCP策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・長野県「信州防災アプリ」の普及推進。

④フォローアップ

- ・BCP等の取組状況を確認する。
- ・高山村と当会は村内事業者のBCP等の策定状況確認や改善点等を協議する会議を定期的に開催する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

自然災害（令和元年台風19号・震度5強の地震と同規模）が発生したと仮定し、高山村との管内小規模事業者における被害情報等連絡ルート（情報共有体制）の確認を行う。なお、訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・情報ツール等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（建物被害や道路状況等）を高山村と共有する。
- ・大型感染症において、第1フェーズとして県内で感染者発生後には職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・大型感染症で新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、高山村に対策本部を設置し連携して感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・ 高山村の対策本部の方針に基づき当会において、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、高山村に報告する。
- ・ 豪雨において、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤を見送り職員自身が安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・ 村内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大規模被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 村内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村内で目立った被害の情報がない。

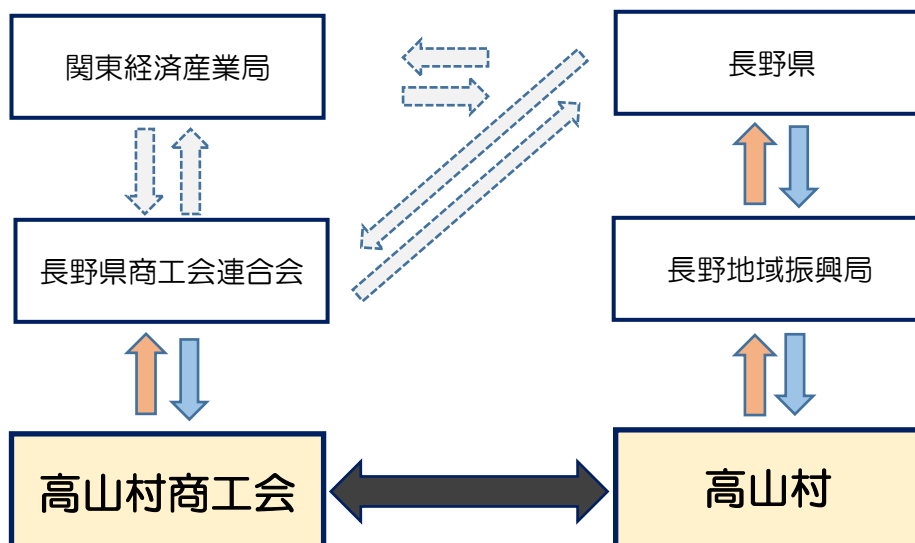
※連絡が取れない地域については、大規模被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、高山村と当会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヵ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、村内の小規模事業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 2次被害防止のため、会長の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・ 高山村と当会で共有した災害情報を長野県長野地域振興局商工観光課へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、高山村と当会が共有した情報を長野県長野地域振興局商工観光課へ報告する。



(4) 応急対策時の村内小規模事業者に対する支援

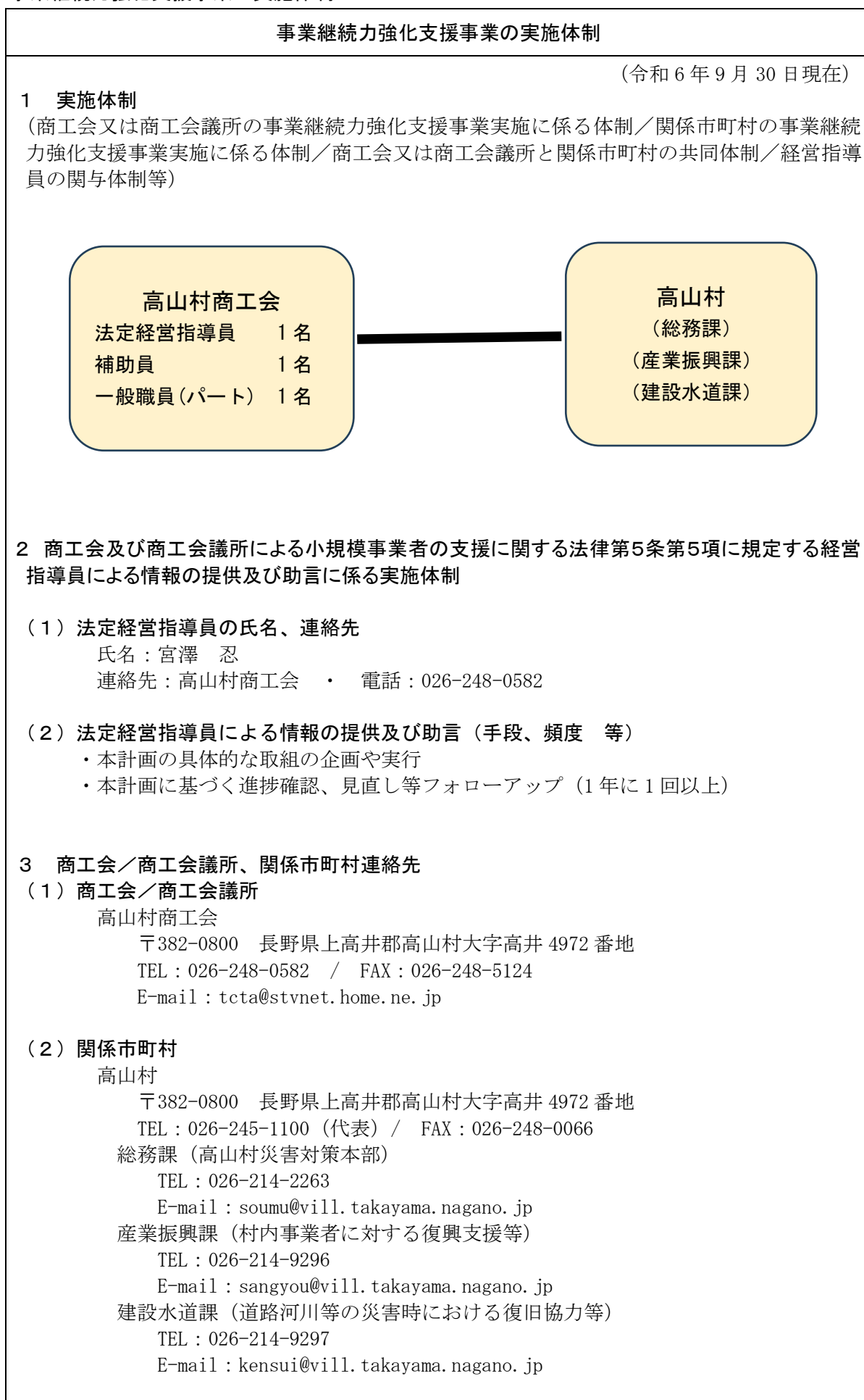
- ・相談窓口の開設方法について、高山村と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・村内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について村内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 村内小規模事業者に対する復興支援

- ・県の方針に従い復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長野県商工会連合会等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額					
(単位 千円)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	110	210	150	150	160
専門家派遣費	0	50	50	50	50
セミナー開催費	0	50	50	50	0
パンフ等作成費	50	50	0	0	50
郵送代	10	10	0	0	10
防災・感染対策費	50	50	50	50	50

2 調達方法

- 会費収入
- 県補助金
- 村補助金
- 事業収入等